

# 5

## 府中市が目指す景観と屋外広告物デザインの目標

### 府中市が目指す景観

府中市では、景観づくりの基本理念として、

- 居心地のよい生活環境があるまち
- 府中らしい自然や緑のあるまち
- 歴史や文化の奥行きを感じさせるまち

を目指して、市民や事業者の皆さんと一緒に景観づくりを進めていきます。また、大切にしたい府中らしさとして、次の要素を守ります。

多摩川や崖線の自然や緑

武蔵国府からの長い歴史

緑豊かなゆとりある生活環境

府中市内で屋外広告物を掲出するときは、関係法令の遵守とともに、この考え方と以下の目標、共通事項を基本とし、種類別指針、地域分類別指針及び色彩計画の配慮事項に沿ったものとしてください。

### 屋外広告物デザインの目標

目標 1 :

自然環境に調和する屋外広告物

私たちが暮らす府中市は、天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」をはじめ、崖線、多摩川、浅間山など景観の骨格となるまとまった緑が広がっています。また、公園や施設の緑、街路樹も大きく成長しています。こうした、まち並みに潤いと安らぎを与えてくれる豊かな緑と調和し、四季の変化を感じさせる自然の彩りがより一層際立つ景観を目指します。

目標 2 :

歴史と文化がはぐくむまち並みと連続した屋外広告物

武蔵国府が置かれ、多くの史跡が市内に広がる歴史のあるまちとして、様々な時代の歴史的・文化的景観資源を際立たせるとともに、現代のまち並みにも受け継がれている落ち着きと風格、そして温かみのある景観を目指します。

目標 3 :

地域の個性に配慮し、にぎわいづくりに貢献する屋外広告物

市内には、住宅地や商業地のほかに、大規模な施設や工場などによる多様なまち並みが見られ、それぞれに特徴ある景観を形成しています。地域の個性を大切に、来訪者を暖かく迎え、にぎわいや都市の活力が感じられる景観を目指します。

1 景観アドバイザーの利用にあたって  
2 屋外広告物設置の手順  
3 対象となる屋外広告物  
4 屋外広告物デザインの基本的事項  
5 府中市の景観と屋外広告物デザインの目標  
6 屋外広告物の表示に関する共通事項  
7 屋外広告物の設置に関する共通事項  
8 種類別指針  
9 地域分類別指針  
10 色彩計画の配慮事項  
11 再出手続きと景観広告についての関係  
12 屋外広告物条例等による設置基準

## 6

## 屋外広告物の表示に関する共通事項

すべての屋外広告物を対象として、次のような表示に関する共通事項を位置付けます。

### 屋外広告物の表示に関する共通事項

屋外広告物は、まち並みの景観を構成する要素であることを意識し、法令や東京都屋外広告物条例を遵守したものであることに加え、良好な景観の形成に貢献するものとします。

- ア 屋外広告物は、東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要なことはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出をする。
- イ 緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- ウ 歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまち並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- エ 大規模な建築物や中高層の建築物に掲出出来る屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について十分配慮する。
- オ 主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルール※を定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進める。
- カ 豊かな自然が多い地域では、街道沿いやレクリエーションエリア周辺に、景観を阻害する屋外広告物が点在する事のないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩等のデザインを自然環境と調和させる。
- キ 地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進める。
- ク 地域特性を踏まえた統一感のある広告物は、まち並みの個性や魅力を高める効果があることから、地域ルールを活用した景観形成を積極的に進める。

## 配慮した事例

### ア 良好なまち並みの景観や、自然環境と調和した屋外広告物



寿町



府中町

### イ 歴史的な景観資源の周辺など、場所の特性に配慮した屋外広告物



多磨霊園・人見街道周辺



大國魂神社周辺

### ウ 地域のにぎわいや個性づくりなどに貢献する屋外広告物



府中駅周辺



インテリジェントパーク

※地域ルール：東京都屋外広告物条例に基づく制度の通称で、地域の景観特性に応じた広告物に関するルールを、条例の許可基準に反映させることができる制度のこと。

# 7

## 屋外広告物の設置に関する共通事項

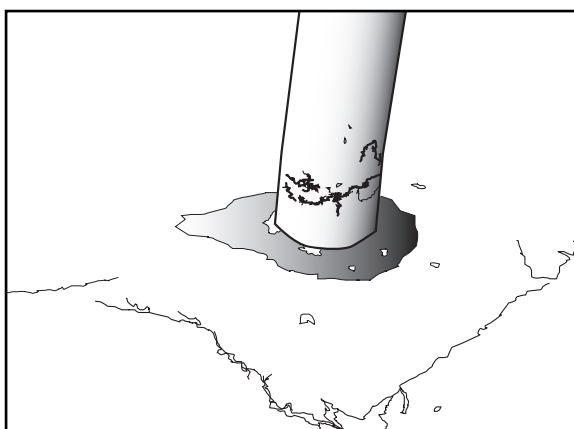
安全や維持管理への配慮のため、すべての屋外広告物を対象とした設置に関する共通事項は、次のとおりです。

### 地震・災害に強い広告物

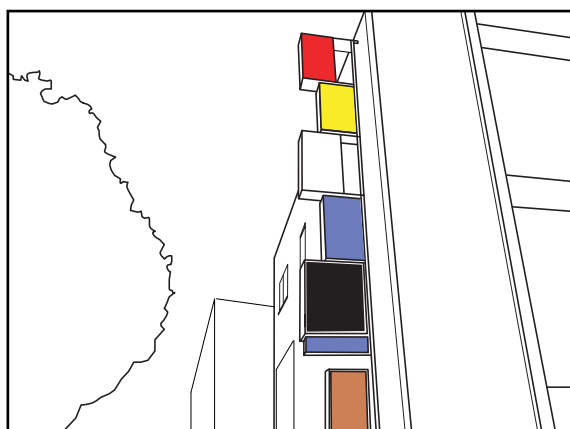
建築物の壁面から突き出した広告物や、地上に設置した広告物、広告塔は地震や強風などで落下、倒壊すると大変危険です。

#### 【指針】

- 広告物は、屋上や壁面から突き出したものを控え、地震や強風時の被害を軽減するよう建物と一体化し、また、火災時に被害を軽減するよう小規模で燃えにくいものとする。



老朽化したものは、地震や強風時に大変危険です。



突き出したものは控え、建物との一体化に努めます。

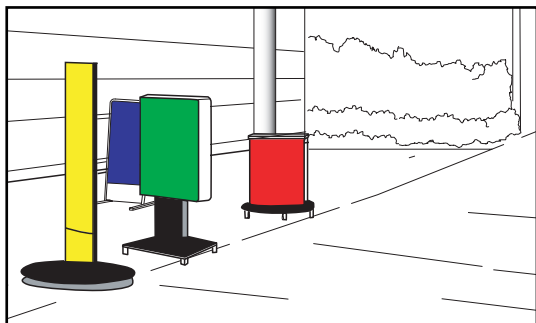
### 交通安全への配慮

広告物は、多くの人が目にするよう、道路沿いに設置されることが多くなります。

歩行者や自転車の通行の妨げや、交差点の見通しを低下させる原因となったり、運転者の注意を必要以上に引くような広告物は好ましくありません。

#### 【指針】

- 道路沿いの広告物は、歩行者や自転車の通行の妨げにならないよう、設置位置に注意する。
- 屋外広告物により、自動車運転者の視界を妨げたり、信号標識等の視認性を妨げないようにする。



地上設置広告は、歩行者や自転車の通行の妨げにならないよう注意します。



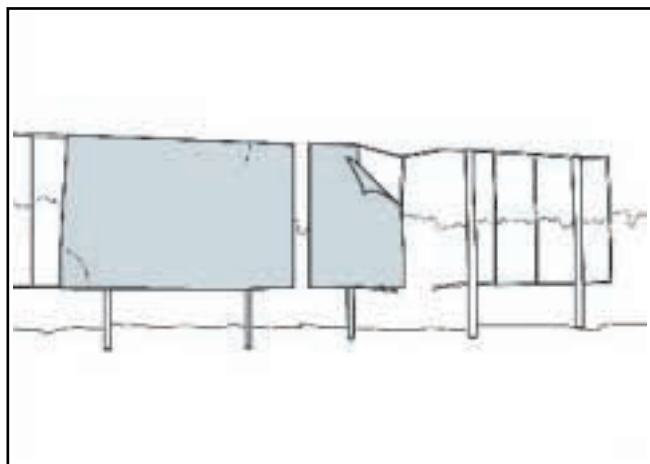
屋外広告物により、見通しや信号標識の視認性を妨げないようにします。

## 維持管理

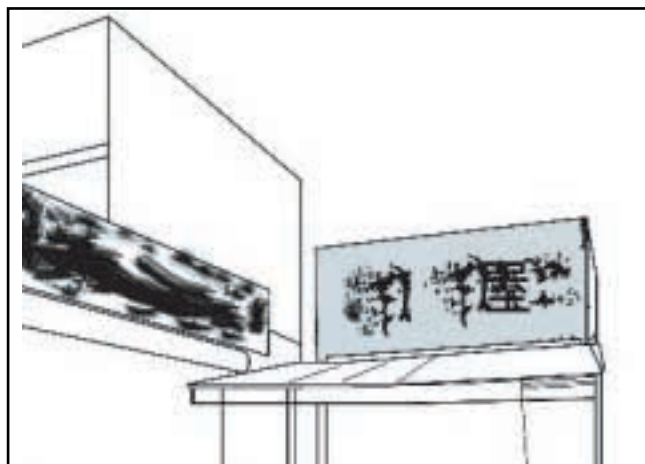
汚れ、破れ、さびなどが放置されたままの広告物や、看板の骨組みだけ残っているもの、ペンキがかすんで何の広告かわからないものなど、維持管理の悪い広告物はまちの印象も悪くします。常に維持管理されている広告物は、より素敵な景観広告の第一歩となります。

### 【指針】

- 広告物は、日頃の適正な維持管理を心掛ける。
- 不必要になった広告物は速やかに撤去する。



不必要になった広告物は速やかに除去します



汚れたままの広告物は、まちの印象を悪くします。

1 景観アドバイザーの利用にあたって  
2 屋外広告物設置の手順  
3 対象となる屋外広告物  
4 屋外広告物デザインの基本的事項  
5 府中市の景観と屋外広告物デザインの目標  
6 屋外広告物の表示に関する共通事項  
7 屋外広告物の設置に関する共通事項  
8 種類別指針  
9 地域分類別指針  
10 色彩計画の配慮事項  
11 届け出手続きと景観広告との関係  
12 屋外広告物条例案の概要